

第23編 一部事務組合

釧路公立大学事務組合

1 公立大学設置の必要性

釧路地域は、広大な北海道において中央都市部から離れているうえ、高等教育機関が少ないことなどから進学率が極めて低いこと、地域の産業経済の活性化を図り、発展させるにはその原動力となる若い人材育成が必要なこと、地域の教育文化の向上を図り、若年層等の定住基盤を整備する必要があることなどから、公立大学の設置は急務となっていた。

2 設置の経過

昭和58年2月に市長の諮問機関として「釧路市高等教育懇話会」が発足、以後同懇話会の答申に基づき、4年制の市立大学構想案を作成、道及び自治省と折衝を開始する。

また、地域住民で組織された「釧路市立大学を実現させる会」が発足し、早期実現のための署名活動を行うとともに市議会へ陳情、全会一致で採択される。

昭和61年9月、市立方式から釧路管内10市町村による一部事務組合に方向転換を図り、同年12月、組合立による釧路公立大学設置計画が自治省の了承を得た。

昭和61年12月、組合設立について関係市町村議会の議決を得、昭和62年2月、道知事から設立許可、同年3月、第1回の組合議会を招集した。

昭和62年6月、文部省へ釧路公立大学経済学部設置認可申請を提出、同年9月の大学設置審議会委員の現地審査を経て、同年12月23日、文部大臣から設置認可を得た。同日から学生募集活動に入り、推薦入試、一般入試を経て昭和63年4月に開学した。

平成7年12月には、開学時からの懸案であった経営学科増設が文部省に認められ、平成8年4月に経営学科を増設した。

平成11年6月、「地域社会に結びつき、開かれた大学」を狙いとし、センター長に小磯修二氏を迎え、地域経済研究センターを設立した。

平成12年8月には、第三者機関の評価を受けるため(財)大学基準協会へ加盟審査を申請し、平成13年4月正式認定を受け大学基準協会の正会員となった。

平成17年1月、附属図書館(1,294.12㎡)を増築する。

平成23年3月、(財)大学基準協会の「大学評価(認定評価)」の審査を受け、「大学基準に適合している」と認定される。(認定期間は平成30年3月31日まで)

平成30年3月、(公財)大学基準協会の「大学評価(認定評価)」の審査を受け、「大学基準に適合している」と認定される。(認定期間は令和7年3月31日まで)

令和4年7月、釧路公立大学事務組合議会にて公立大学法人釧路公立大学の定款が議決された。

令和4年12月、北海道へ法人設立を、文部科学省へ設置者変更をそれぞれ申請した。

令和5年1月、北海道から法人設立認可、文部科学省から設置者変更認可をそれぞれ得た。

令和5年4月、公立大学法人釧路公立大学が設立された。

3 事務組合の概要

(1) 名 称 釧路公立大学事務組合

(2) 組織する地方公共団体

釧路市、釧路町、厚岸町、浜中町、標茶町、弟子屈町、鶴居村、白糠町

(3) 組合の共同処理事務

設立団体が行うこととされる事項に関する事務

(4) 組合の議会

議員定数 14人(釧路市は市議会議員のうちから7人、関係町村は各町村1人として町村長または町村議会議員から7人)

- (5) 公立大学法人評価委員会
令和6年9月 第1回評価委員会 公立大学法人釧路公立大学の業務実績評価の基本的な考え方
(案) について
- (6) 管理者及び副管理者
管理者は釧路市長、副管理者は釧路市副市長のうち釧路市長が指名する者
- (7) 組合の経費
関係市町村の負担金など

4 市町村負担割合（令和7年度当初予算） （単位：千円、％）

区 分	釧路市	釧路町	厚岸町	浜中町	標茶町	弟子屈町	鶴居村	白糠町	計
運営費	367,810	84	58	45	57	50	30	51	368,185
(%)	99.898	0.023	0.016	0.012	0.015	0.014	0.008	0.014	100.0

※釧路市分運営費に地方交付税分365,393千円含む